

令和5年度第4回伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会 会議録

〔日 時〕 令和5年11月27日（月） 午前10時～午前11時30分

〔場 所〕 伊勢市役所東館4階 4－3会議室

〔出席委員〕 岩崎 恭典 氏（四日市大学）
池山 敦 氏（皇學館大学）
伊藤 由美子 氏（伊勢商工会議所）
浦田 宗昭 氏（いせ市民活動センター）

〔欠席委員〕 馬瀬 清美 氏（伊勢市社会福祉協議会）

〔事務局〕 浦井 由紀恵（環境生活部 参事）
小林 進（市民交流課 課長）
太田 徹（市民交流課 係長）
吉川 彩（市民交流課 職員）

1. あいさつ

池山委員長よりあいさつ。また、委員の馬瀬 清美 氏（伊勢市社会福祉協議会）が欠席である旨を報告。

2. ふるさと未来づくり推進委員会への諮問・答申について

ふるさと未来づくり条例第16条第2項第1号の規定に基づき、臨時特例事業に代わる新制度の創設（案）、集落支援員制度の活用（案）、今後のまちづくり協議会のあり方（案）について意見を求めるため、委員長へ環境生活部参事から諮問書を手交。

3. 臨時特例事業に代わる新制度の創設（案）

事務局より、臨時特例事業に代わる新制度の案を説明。

新規事業の立ち上げに対する補助金であること、特例的な制度であることから、名称は「新規特例制度」とし、運用期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とする。事業分野は、次世代の人材育成に資する事業、地域と企業・市民団体等の連携促進に資する事業等、地域が新たに抱える課題に対応できるものを追加する。また、予算の範囲内で採択すること、同内容の事業は最長3年とすること、成果発表を必須とすること等の条件を設ける。

委 員 新規事業の立ち上げにあたっては、地区まちづくり計画との関係性は必要と思う。

事務局 現在の臨時特例制度でも地区まちづくり計画に基づく企画であることを求めている。新しい

制度においても地区まちづくり計画における位置付けは必要と考えている。

委 員 新規事業に対する補助であることを強調することで、制度の趣旨が分かりやすくなる。

委 員 新規事業立ち上げの資金だけでなく、組織運営の資金が必要との声も聞く。まちづくり協議会にとって使いやすい制度が必要である。

委 員 予算の範囲内で補助を行うということであるが、どのくらいの規模を考えているか。

事務局 令和5年度の実績では、10 まちづくり協議会から16事業の申請があり、事業総額は約570万円となっている。新しい制度では対象が新規事業に限られるが、従来と同等程度の予算規模になると考えている。

委 員 重要性の高い事業が採択されるしくみとして、予算にシーリングを設けることは良いと思う。新規性の判断は審査で行うのか。

事務局 書類受付の段階での判断は難しいかもしれないが、今後詳細を検討していきたい。

委 員 現在は公開審査ではなく内部審査となっているということであるが、今後はどのような審査方法を考えているか。

事務局 これまでの臨時特例事業では、市の担当部署が審査員を務める形で非公開審査としてきた。

委 員 他のまちづくり協議会の参考になるという意味では、公開が望ましいと思う。4月以降に審査して交付決定となると、事業開始時期が6月頃になる。可能であれば前年度に審査し、4月中に事業開始できるしくみが良いのではないか。

委 員 年度初めの公開審査は難しい面もあるかもしれないが、公開審査では自浄作用が生まれ、審査員としても審査しやすい面はある。新制度では事業発表を必須にする方向性とのことであるが、発表の場を設けることでまちづくり協議会の意識が高まり、事業の質も上がっていくと思う。

委 員 事業継続年数に制限を設ける理由について、まちづくり協議会の負担を抑制するためというよりも、クラウドファンディング等による外部資金調達を自主的に検討してもらうため、と考えられないか。事業を拡大していくと持続するための経費が捻出できなくなってくる。

委 員 計画的な事業継続に資するため、というようなことかと思う。

委 員 事業発表については、令和6年度中に希望するまちづくり協議会に手を挙げてもらい、試行実施するのはどうか。令和7年度からの本格実施にスムーズに入っていけると思われる。

4. 集落支援員制度の活用（案）

事務局より、集落支援員制度の活用案を説明した。

令和6年度から、市がまちづくり協議会の事務局長等を集落支援員として委嘱。集落支援員は意見交換会・アンケート調査等により地域の主要課題を把握・設定し、地区まちづくり計画の確認・見直しを行いながら、地域コミュニティの持続・活性化対策に取り組む。

事務局長等が集落支援員として委嘱を受けるまちづくり協議会に対しては、事務運営・活動のために必要な資金として、交付金を追加する。

委 員 事務局長等を集落支援員に委嘱するということであるが、その個人に対して市から報酬を支

払う必要はないのか。集落支援員の活動費を団体に支払う事例はあるか。

事務局 県や他市にも確認したところ、全国的に類似事例はある。市から個人への支払いのほか、委託契約による団体・事業所への支払い等、様々な形の運用が可能と認識している。

委員 集落支援員が所定の活動にあたっていれば国から市へ特別交付税措置されると理解した。令和6年4月の開始に向けては、今後まちづくり協議会への丁寧な説明が必要と思う。

委員 市内の全てのまちづくり協議会で、特別交付税措置の対象になるのか。

事務局 1地区は人口集中地区であるため特別交付税措置の対象外であるが、財政措置の有無にかかわらず集落支援員の委嘱は行う。

委員 交付金はどのくらいを想定しているか。

事務局 50万円から60万円程度と想定している。

委員 集落支援員としての委嘱を機に、ミッションを意識してもらい、まちづくりに取り組んでもらうことになる。主要課題の把握や地区まちづくり計画の見直しにつながるのは非常に良いことである。

委員 国のこの制度がいつまで続くか分からない。制度が存続する間の委嘱ということを明確にしておくかどうかは難しいところである。

委員 活動報告書の負担があまり大きくならないような配慮も必要と思う。報告書作成に苦労しているNPOも多い。活動の区分は、集落点検、話し合い、活性化対策の3つで良いか。

事務局 活動の区分は国の要綱の内容に基づいて作成したものである。

委員 記載方法について説明会を行うとよいのではないか。また、記載例があると良い。

5. 今後のまちづくり協議会のあり方（案）

事務局より、今後のまちづくり協議会のあり方の案として、「持続的な運営」、「計画的な事業実施・整理」、「多様な主体との連携・参加促進」、「自主自立性の促進、財源の確保」について説明した。

委員 新規特例制度の事業分野に「地域と企業・市民団体等の連携促進に資する事業」が挙がっていたが、「多様な主体との連携・参加促進」と表現を合わせることで関連性が高まる。

委員 まちづくり協議会のあり方というのは、まちづくり協議会を主語としてのあるべき姿と思うが、制度改正の話になると主語が市に変わってくる。市としてまちづくり協議会にどのような支援ができるかという視点になる。

委員 集落支援員制度の活用や交付金の増減等のマイナーチェンジを行いながら、いずれは条例や制度の大きな改正も見据えていく必要はあると思う。

委員 示された案では、まちづくり協議会が自分事として捉えることを意識した書き方になっている。

委員 答申の主体は当委員会であるので、例えば、「制度の改正を検討していくべき」、「当委員会では次のように考える」等の表現が適当であろう。

委員 答申の内容について、本日の議論をまとめた上で、最終的な調整、仕上げは委員長に一任していただければと思うが、いかがか。

委 員 異議なし。

委 員 本日の協議はこれで終了とする。

以上